

建築基準法（以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき廃止申請されました次の建築協定について、同項の規定により当該建築協定の廃止を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂第11地区建築協定

2 申請者の氏名

佐藤 正行

3 建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町1丁目16番1から16番6まで、17番1から17番13まで、18番、18番8、18番11から18番16まで及び18番19から18番24まで

4 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

5 認可年月日

平成3年5月31日

(都市計画局建築指導部建築指導課)